

資料 4-1(共通)	令和 6 年 3 月 22 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

福祉・介護職員処遇改善加算について

令和 6 年度福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「旧 3 加算」）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和 6 年 6 月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下、「新加算」）への一本化を行うとして様式等が示されました。

1 提出期限 **令和 6 年 4 月 1 5 日（月）**

添付の「(別添 3-2) 参考資料 2 事務担当者向け・詳細説明資料」の p6 及び「事業者向けリーフレット」の p4 に提出期限の記載がありますが、千葉県では、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」と「体制等状況一覧表」も **4 月 1 5 日**を提出期限としています。体制等状況一覧表について、新加算が載った様式はまだ示されていませんので、現在の様式でご提出ください。現在の様式でご提出頂いた後、新様式が示されても、新様式での提出を再度依頼する予定は今のところございません。（新様式が示されましたら、別途メールいたします。）

なお、**令和 6 年 6 月からの新加算の申請も 4 月 1 5 日を提出期限**としていますが、4 月 1 5 日に提出後、区分変更等については 6 月 1 5 日までは受け付けておりますが、**申請は 4 月 1 5 日が提出期限であることにご注意ください。**

2 提出書類の HP 掲載場所

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai/fukushi/syoguukaizenn.html>

（メールでも送付しております。）

3 提出先

郵送（持参含む）、メールどちらでも受付いたします。

ただし、就業規則等の添付書類の提出がある場合は、できるだけ郵送（持参含む）でご提出ください。

<郵送・持参>

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所 9 階

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課

※郵送する際は封筒に「令和 6 年度処遇改善加算計画書」と朱記してください。

※例年、提出先が千葉県障害福祉課や千葉市介護保険事業課になっているケースがございます。お間違えないようお願いいたします。

<メール>（就業規則等の添付書類の提出がない場合）

shogai.todokede@city.chiba.lg.jp（前年度より変更あり）

※件名に「【令和 6 年度処遇改善加算計画書】（事業所名又は法人名）」と記載してください。

4 提出するにあたって

※前年度に算定している事業所・施設が、引き続き翌年度も算定する場合であっても、届出が必要です。
※場合により提出書類が異なります。HPに掲載の「【千葉市】提出書類一覧表」にてご確認ください。

5 添付資料について

下記の順で目を通していただくことをお勧めします。

- (1) 事業者向けリーフレット
- (2) 参考資料1 制度概要・全体説明資料
- (3) 参考資料2 事務作業向け・詳細説明資料
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(案) ※正式な文書が示されましたら、別途通知します。

【問い合わせ先】

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課

TEL : 043-245-5227 (指導班) / 043-245-5174 (施設支援班) / 043-245-5228 (地域支援班)

FAX : 043-245-5630

shogai.todokede@city.chiba.lg.jp